

令和3年 壱岐市議会定例会 12月 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和3年12月9日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	13番 中田 恭一 14番 市山 繁
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	報告第16号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算 (第10号) の専決処分の報告について
日程第6	議案第62号	行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第7	議案第63号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について
日程第8	議案第64号	壱岐市税条例の一部改正について
日程第9	議案第65号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について
日程第10	議案第66号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について
日程第11	議案第67号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について
日程第12	議案第68号	壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について
日程第13	議案第69号	壱岐市国民宿舎条例の一部改正について
日程第14	議案第70号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市地域福祉活動拠点施設)
日程第15	議案第71号	公の施設の指定管理者の指定について (へい死獣畜一時保管処理施設)
日程第16	議案第72号	公の施設の指定管理者の指定について (イルカパーク)
日程第17	議案第73号	公の施設の指定管理者の指定について (勝本総合運動公園)
日程第18	議案第74号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算 (第11号)

日程第19	議案第75号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	保健環境部長	説明
日程第20	議案第76号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長	説明
日程第21	議案第77号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長	説明
日程第22	議案第78号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務部長	説明
日程第23	要請第2号	離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について	資料のとおり	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 眞鍋 陽晃君

教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和3年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、中田恭一議員、14番、市山繁議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月会議の審議期間は、本日から12月23日までの15日間とし、審議期間の日程については、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。

よって、12月会議の審議期間は、本日から12月23日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。本日、ここに令和3年壱岐市議会定例会12月会議にあたり、9月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回、補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、令和3年秋の叙勲において、本市から元壱岐市議会議員の久間進様が地方自治功労として旭日双光章を、元壱岐市消防団団長の割石賢明様が消防功労として瑞宝双光章を、第37回危険業務従事者叙勲において、元法務事務官の市山富大様が矯正業務功労として瑞宝双光章を受賞されました。

また、長年、学校医として御尽力いただいている赤木良寛様が教育文化功労として県民表彰を受賞されました。

さらに、令和3年度ながさき農林業大賞において、本市から、しまの農林業経営部門で勝本町の山本利夫様、美萌子様、哲也様、江里様が長崎県知事賞を、農産加工部門で芦辺町の農事組合法人壱岐ゆず生産組合様が運営委員長賞を、令和3年度ながさき水産業大賞において、魅力ある経営体部門で郷ノ浦町漁業協同組合自営定置様が長崎県漁業協同組合連合会長賞を、魅力ある漁村地域部門で壱岐東部漁業協同組合一本釣り組合さわら「極」部会様が特別賞を受賞されました。

このたび、叙勲、表彰の栄に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶びを申し上げます。

次に、去る11月4日に長崎県並びに長崎県議会へ、壱岐市・壱岐市議会連名の単独要望を行いました。

中村知事をはじめ幹部職員、そして県議会では坂本智徳議長に御対応いただいたところであります。本市からは、山本啓介県議会議員にも御同席いただき、10項目の要望書を豊坂議長とともに提出いたしました。

本年度要望のうち、1番目にあげております空港の整備等については、本市にとって極めて重要な案件であります。今後、後継機の協議の状況等を待つこととし、今回は重点要望項目として、印通寺港施設整備について、地球温暖化防止対策に伴う再生可能エネルギーの導入促進について及び磯焼け対策に関する支援の拡充についての3項目について御説明申し上げます。

中村知事からは、印通寺港の港湾施設整備の沖防波堤について、その状況、対策方法について検討を進めていきたい、係留施設、泊地の整備については安全安心な入港、停泊ができるようなマイナス6m岸壁及び泊地の早期事業化に向けて、前向きに検討を進めたい旨の御回答をいただ

きました。

今後も、市独自では対応できない事項等について、国、県の支援を賜りながら、継続して行政課題に取り組んでまいります。

次に、去る11月18日に初山地区において市内初の乗合タクシー（コミュニティバス）の運行出発式が行われました。

このことにより、初山地区にお住まいの運転免許や自家用車がない高齢者、子ども、障害者の方々など、いわゆる交通弱者と言われる方の足が確保されることで、安全安心な日常生活を送っていただけるものと考えております。

今回の運行開始に至るまで、初山地区まちづくり協議会の皆様には多くの会議を重ねていただき、地域全体で運行に向けた取組を進めていただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。また、市内交通事業者におかれましても、本事業に対し御理解、御協力を賜りましたことに感謝申し上げる次第であります。

次に、去る11月12日、複業マッチングプラットフォーム「複業クラウド」を展開する株式会社Anotherworks様と、民間複業人材との協働に関する連携協定を締結いたしました。

今回推進する複業とは、金銭報酬・副収入を目的とした「副業」いわゆるサイドビジネスではなく、経験報酬や感情報酬を目的とした複数の「複」を使った「複業」であり、個人が様々な機会に挑戦する新しい働き方として近年注目が集まっており、自治体への複業人材を登用する実証実験に参加する形で、有能な民間人材の知見や才能を自治体に取り入れ、行政課題の解決を目指すものであります。

今回は、DX推進アドバイザー、ワーケーション推進アドバイザー、組織運営アドバイザーの3つの職種で求人を行い、12月から3月末にかけて事業に取り組むことといたしております。

コロナ禍が象徴するように、不安定な社会において、地域課題は複雑多様化しており、これらに対応していくためには、行政も柔軟に変化していく必要があります。職員が複業人材とともに働くことで、民間のノウハウを吸収し、課題解決力を高め、地方創生の実現に向けて様々な課題に柔軟に対応できる行政組織づくりに努めてまいります。

次に、**洋上風力発電の導入可能性検討**についてであります。イギリスで開催されていた国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議、いわゆるCOP26が11月13日に、世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追求することを決意する等の成果文書を採択して閉幕いたしました。

本市といたしましては、この地球規模の危機を回避するために、再生可能エネルギーの果たす役割がますます大きくなると考えております。

本年度、壱岐市におきましては、再生可能エネルギーの切り札的存在ともいえる洋上風力発電

の本市周辺海域での導入可能性の検討に取り組んでおり、これまで市民皆様へのアンケート調査、集落ごとの漁業者との意見交換、発電事業者との意見交換等を実施しております。

市民皆様へのアンケート調査では、再生可能エネルギーの導入について、約78%が必要という認識をお持ちであり、洋上風力発電導入によるCO₂排出削減に大きな期待が寄せられている一方で、洋上風力発電及び市の取組に関する認知は必ずしも十分ではなく、海洋汚染、漁業への影響、電気料金への影響等、様々な面で不安や懸念を持たれていることが読み取れました。この結果は、今後、市民皆様との合意形成を図るための大きな指針になるものと考えております。

今後は、これまで以上に漁業者をはじめとする先行利用者や市民皆様と十分に時間をかけて丁寧に対話を重ねるとともに、先行地域の事例等を検証しつつ、漁業や地域との共存共栄、そして漁業や地域の活性化にとって有益であることを大前提として、合意形成に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、LINE等のSNS活用並びに情報発信及び住民意見の公聴強化の一環として、壱岐市LINE公式アカウントを開設いたしました。

LINEについては、既に御利用されている方も多いと思いますが、登録された利用者同士が交流できる国内最大のWebサイトの会員制サービスで、8,900万人の方が利用されております。

また、本年3月時点で政府機関等では78.2%、地方公共団体では64.8%の機関・団体が利用している状況であり、今回、長崎県市町村行政振興協議会から、県下市町がLINEを共同利用することについて提案があり、現在、本市を含め7市町が共同利用によるLINEの活用を開始しております。

市政情報やイベント情報、生活に役立つ情報をいち早く、確実にお手元へお届けすることはもとより、市民皆様からの危険箇所等の通報、御意見、御提案等の受付をLINEで行うなど、双方向でのやり取りが可能となり、今後はLINEの機能を活用し、電子申請、オンライン手続きについても検討してまいります。

LINEの友達登録の方法等について、市ホームページ、広報紙等でお知らせをいたしますので、市民皆様にはぜひ壱岐市LINE公式アカウントへの登録と御活用をお願いいたします。

次に、**交流人口の拡大**についてでございます。

本市における観光客数を推計する上で、参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から10月末までの乗降客数累計は28万5,699人、対前年比85.4%であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。この秋からの全国的な感染者数の減少に伴い、10月1日から全ての緊急事態宣言等が解除となったことから、本市への観光客も徐々にではありますが戻りつつある状況にあります。

教育旅行におきましては、10月以降、県内外から12校に御来島いただいております、11月12日から14日にかけては本市では初めてとなる純心中学校コーラス部と長崎県演奏家協会等との合同合宿に御来島いただき、去る11月13日に勝本町ふれあいセンターかざはやにおいて、チャリティコンサートを開催いただきました。

純心中学校コーラス部は、令和3年度長崎県中学校・高等学校文化活動推進校の強化指定校に指定され、全国大会にも出場されるなど実力のあるコーラス部であり、顧問の先生からは本市での合宿に対し、施設・環境を含め高い評価をいただいたところであります。

今後も、スポーツ合宿誘致に加え、文化系合宿の誘致にも積極的に取り組んでまいります。

また、長崎県民限定観光キャンペーンを活用し、コロナ禍で影響を受けておられる本市の宿泊施設、レンタカー、タクシー、飲食店等の観光業支援の新たな取組として実施している対馬市との相互交流観光促進キャンペーンについては、全体で1,100人泊を超える申込み、また市内における食事付き日帰りタクシープランも1,200名を超える申込みの状況であり、大変好評で市内経済に好影響を及ぼしたものと捉えております。

なお、長崎県民限定観光キャンペーンについては、感染状況が落ち着いていることから、年内に隣県の福岡県、熊本県、佐賀県への拡大が検討されており、国のGoToトラベルキャンペーンも早ければ来年1月下旬から再開するとの報道がなされております。

今後も引き続き、感染状況を注視しながら、県及び関係機関と連携し、観光需要の早期回復を目指してまいります。

東京事務所につきましては、昨年4月の開所から首都圏での活動基盤を構築するため、鋭意業務に取り組んでおります。

開所から本年11月末までの旅行会社への訪問件数は延べ250件を超えており、レストラン等での壱岐フェア開催、サポートショップの開拓、移住相談対応、ふるさと納税の推進等を含めると、これまで600件以上の活動実績となっております。

開所2年目ではありますが、目に見えた効果も既に出てきており、東京事務所の活動により壱岐への誘客につながった案件を観光消費額に換算すると、令和4年3月末までの見込みで4,500万円を超えております。加えて、物産販売促進及びふるさと納税に寄与した効果額を含めると、2年間で7,000万円を超える効果を試算しております。

また、本年11月には、日比谷松本楼において1か月間にわたり壱岐フェアを開催していただき、期間中に御来店いただいた多くのお客様に壱岐の食材を使ったメニューを御注文いただいております。さらに、店舗内での壱岐のPR動画の放映、ポスター、パンフレットの配置等、まさに店内は壱岐一色となるなど、大きな宣伝効果があったものと考えております。

首都圏の由緒ある有名店において、本市を宣伝していただけることは大変ありがたく、壱岐市

観光大使を務めていただいている代表取締役社長小坂文乃様をはじめ、スタッフ皆様に感謝を申し上げる次第であります。

次に、**産業の振興について**であります。本年度の水稻の作柄は、6月中旬及び分けつ期の7月上旬が平年に比べて日照不足で経過し、8月中旬は大雨等、平年に比べ気温が低く、長崎県全体の作況指数は96、本市においては98となっております。

等級成績は、早期米については「コシヒカリ」のほとんどが2等でしたが、高温耐性の「つや姫」は全て1等となり、普通期米については、「にこまる」と「なつほのか」も全て1等となりました。

葉たばこにつきましては、7月に降雨がなく水分不足となり、日焼けによる枯れ上がり等収穫ロスがあったものの、全体的に好天候に恵まれ、平均収量は10アール当たり265kgと昨年と比較すると大きく増加しております。10月7日から13日にかけて行われた葉たばこ販売では、1kg当たりの代金は2,017円と昨年を下回ったものの、10アール当たりの代金は53万5,359円と昨年と比較すると約10万円高となりました。

一方で、国産葉の過剰在庫解消のための廃作募集によって、令和4年作は耕作者12名、面積30.5ヘクタールと大きく減少いたします。

肉用牛経営につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、枝肉価格の低迷が続いておりましたが、10月と11月の枝肉平均価格が昨年並みの水準となり、回復基調となっております。

このような中、12月1日、2日に開催されました子牛市では、平均価格が10月市と比較し、1頭当たり約1万4,000円高の平均76万2,000円で、価格を上げた取引となっております。

今後も、産地維持のため関係機関と連携を図り、肉用牛における基盤の強化を推進してまいります。

水産業につきましては、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較しますと、漁獲量は1,382トン、6.9%増、漁獲高は11億7,900万円、3.8%増と漁獲量、漁獲高ともに増加しております。

4月から6月までのケンサキイカ漁が好調であったことが増加の主な要因であります。他の魚種につきましては漁獲量も減少し、魚価についても新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷が続いており、燃油高騰も加わり、漁業者の経営維持は大変厳しい状況にあります。

このような中、本年度の長崎県並びに長崎県議会への要望項目のうち、クロマグロの漁獲制限については、沿岸漁業の漁獲枠の拡大、資源管理に伴う減収補填措置の充実、放流支援の充実等、国への働きかけを要望し、併せて磯焼け対策についても植食性動物の駆除等に関する支援の拡充

を要望したところであります。

依然として、本市水産業は大変厳しい状況が続いておりますが、今後も引き続き漁業者の皆様、そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図り、水産振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、**壱岐市子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）**についてでございますが、本事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯について子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、全額国の負担により、児童を養育している主たる保護者の年収が児童手当の所得制限額以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子ども1人当たり5万円を支給するものです。

国においては、児童手当の仕組みを活用するなど、迅速に支給することとされておりますので、予算については専決処分により対応させていただき、年内の支給開始に向け取り組んでいるところであります。

次に、**新型コロナウイルスワクチン接種**については、本市における12歳以上の市民皆様の89%が2回目の接種を完了されております。

国においては2回目の接種後、原則8か月経過した方から3回目の接種を実施するよう決定がなされており、本市においても3回目の接種体制について壱岐医師会と相談の上、既に準備に取りかかっておりますので、今月中には接種を開始する予定といたしております。

市民皆様には、順次御案内申し上げる予定でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は8月下旬から減少傾向を示しており、本市においても10月6日以降、新たな感染者は確認されておりましたが、新たな変異ウイルス、オミクロン株の発生による第6波の到来も懸念されており、さらに注意すべきは季節性インフルエンザの同時流行と言われております。

今後、感染の再拡大を招かないためにも、市民皆様には引き続き、マスクの着用、手指消毒など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、**教育**についてでございます。

まず、**次代を担う壱岐っ子の県大会等での活躍**についてでございますが、10月23日、24日に、長崎市総合運動公園かきどまり運動広場で開催された長崎県中学校ソフトボール競技新人大会に出場した勝本中学校女子ソフトボール部が、見事優勝いたしました。

また、10月30日、31日に開催された長崎県中学陸上競技新人大会に出場した郷ノ浦中学校の福原悠吾さんが1年男子100メートルの部において、12秒20の記録で県中総体に続いて見事優勝、同じく郷ノ浦中学校2年長岡美桜さんが共通女子走り幅跳びの部において、4メートル43センチの記録で第4位という成績を収めました。

さらに、11月13日、14日に西海市の大島若人の森運動公園を主会場として開催された長崎県中学校軟式野球競技新人戦大会に出場した郷ノ浦中学校野球部が見事優勝し、来年3月に熊本県で開催される九州大会への出場権を獲得いたしました。

同校は、11月27日、28日に諫早市営第1野球場を主会場に開催された2021年度日本プロ野球OBクラブ杯第12回長崎県中学生野球大会にも前大会に引き続き優勝いたしました。

11月5日には、諫早市の県立総合運動公園周回コースで開催された第73回長崎県高校駅伝大会女子の部で、諫早高校が3年連続27度目の優勝を飾りましたが、3区において、チームで唯一の1年生、郷ノ浦中学校出身の野村夏希さんが10分02秒で区間賞を、アンカーの5区において、芦辺中学校出身の2年生田中咲蘭さんが16分23秒で同じく区間賞の快走で、連覇に大きく貢献いたしました。

壱岐の子どもたちの活躍を大変うれしく頼もしく思いますとともに、今後、ますますの御活躍を期待しております。

次に、長崎県をホームタウンとするサッカークラブ「V・ファーレン長崎」は、11月28日、ホームゲーム最終戦であるファジアーノ岡山戦を壱岐市サンクスマッチとして開催されました。

当日は、私も小学生25名、引率者5名とともに招待を受け、応援に駆けつけたところであり、試合開始前にチームの応援・激励の挨拶をさせていただくとともに、大型スクリーンでの壱岐市PR動画放映、スタジアム場外に設置した壱岐市のPRブースでは、壱岐産牡蠣だしのあおさスープと丸天の販売、ハーフタイムに行われた抽選会では、特産品の壱岐海産物セットのプレゼント、クラブのYouTube生配信では、5名の子供たちが人面石くんとともに出演し、観光地や特産品を紹介するなど、会場に集まったサポーターをはじめ、多くの皆様に対し、本市のPRを行ってまいりました。

壱岐少年サッカークラブの子どもたちは、スタジアム横のサブグラウンドにてV・ファーレン長崎スクール生との交流試合及びスクールコーチによるサッカー教室を受講し、また試合開始前には、フェアプレーフラッグと壱岐市フラッグベアラー及びエスコートキッズを務めるなど、同クラブから大変貴重な体験の場を提供していただいたところでもあります。

今後も、地元自治体との連携を図るV・ファーレン長崎を壱岐市は応援してまいります。

次に、本年、市立中学校が規模適正化により4校に統合され、10周年を迎えるに当たり、東京壱岐雪州会様より市内中学校に対し、中学校統合10周年記念として20万円の御寄附をいただきました。

この寄附金については、子供たちの学力向上、読書力向上のため、図書購入費の一助として役立てていただきたいとの趣旨でありますので、今回、補正予算に計上するとともに、各中学校において有効に活用させていただきます。

次に、**防災、消防・救急**についてでございますが、9月17日に本市を通過した台風14号は、壱岐空港で最大瞬間風速34.5m/sを記録し、光ケーブルの断線、倒木等、多数の被害があり、市内で最大6,053世帯において長時間に及ぶ停電が発生し、電力供給網の重要性を再認識したところであります。

また、まちづくり協議会及び自主防災組織において、11月7日に箱崎地区及び八幡地区が地域住民皆様の参加のもと、防災避難訓練を実施されるなど、災害時に欠かせない自助、共助、公助の充実強化が図られているところであります。

そのような中、去る11月20日に島原市で開催された「地域防災力充実強化大会 in 長崎2021」にパネリストとしてリモート参加し、本市の消防団、自主防災組織及びまちづくり協議会等の取組について紹介するとともに、防災関係者等と議論を交わしました。

今後も、各関係機関がお互いの力を発揮し、地域防災力の充実が図られるよう連携強化を図ってまいります。

次に、原子力防災については、政府は10月22日に第6次エネルギー基本計画を閣議決定いたしました。2030年の電源構成比率で原子力発電は20～22%に据え置かれており、現に全国で7基の原子炉が稼働しております。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、原子力の安全神話が崩れ、玄海原子力発電所に対しても、市民皆様の多くが事故等へ不安を抱いている状況にある中で、去る11月11日、県主催による長崎県原子力安全連絡会が石田農村環境改善センターで開催されました。

県、市、九州電力及び各関係機関の代表者19名が出席し、玄海原子力発電所に関する防災対策等について、情報の共有化及び意見交換を行ったところであります。

このような中、11月16日午前2時頃、九州電力玄海原発3、4号機のテロ対策施設「特定重大事故等対処施設」の建設工事現場で火災が発生いたしました。このことは、市民皆様の不安を増大させ信頼を損なうものであり、11月22日、九州電力株式会社立地コミュニケーション本部を市役所に呼び、根本的な原因の検証と対策を強く求めたところであります。

原子力発電は再生可能エネルギー同様、脱炭素社会におけるエネルギー供給構成の1つとされており、玄海原子力発電所が稼働している現状においては、国、県、九州電力との情報共有や、万が一事故が発生した場合の避難対策の充実をさらに図っていくことが重要であり、今年度も12月4日に長崎県及び本市を含めた県内4市と関係機関合同による長崎県原子力防災訓練を開催いたしました。

昨年同様、コロナ禍により福岡県への避難を想定した広域避難訓練は実施できませんでしたが、芦辺町恵美須漁港及び諸津漁港を使用し、沖に停泊する海上自衛隊艦船に対する乗船訓練を行うとともに、初山地区においては、避難に間に合わず取り残された要支援者をコミュニティバスで

かざはやまで避難させるという訓練も実施し、緊急時における多様な避難手段の検証を行うことができたところであります。

今後も、関係機関と十分連携を図り、市民皆様の安全・安心を最優先に、実践的な訓練を1つ1つ積み重ねながら、成果と課題を十分に検証し、今後の防災対策に万全を期してまいりますので、市民皆様には防災意識の向上について御理解と御協力をお願いいたします。

救急車の出動件数につきましては、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、不要不急の外出を控える傾向にあったこともあり、一昨年と比較し減少しておりましたが、本年は昨年より増加しております。

また、一刻を争う高度な緊急医療を行うドクターヘリの急患搬送件数が増加している状況にあります。

これから年末年始にかけ、火気を取り扱う機会が増え、空気が乾燥し火災が発生しやすい時期となりますので、市民皆様には火の取扱いに十分御注意されますようお願いを申し上げます。

次に、**議案関係**について御説明いたします。

本議会に提出した令和3年度補正予算の概要は、一般会計補正額マイナス400万5,000円、各特別会計の補正総額3,044万5,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は2,644万円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は236億2,174万6,000円、特別会計につきましては85億3,175万5,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、予算の専決処分の報告1件、条例の制定・一部改正に係る案件8件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件4件、予算案件5件であります。

何卒慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、9月会議以降の市政の重要事項また政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 報告第16号～日程第22. 議案第78号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第16号から日程第22、議案第78号まで、以上、18件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議会に提出いたしております議案についての説明は、担当部長及び担当課長にさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。

報告第16号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書。専決処分の内容につきましては、国が新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ゼロ歳から高校3年生までの子どもに1人当たり10万円相当の給付を行うことと決定され、このうち5万円の先行給付金については年内の支給開始に向けて準備作業を速やかに進める必要があるため、令和3年11月30日をもって専決処分したものでございます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,136万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億2,575万1,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお開き願います。

15款2項2目民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、今回の給付事業に係る費用を全額国が負担するもので、2億3,136万6,000円を補正しております。

次に、歳出について御説明いたします。10ページから11ページをお開き願います。

3款2項2目児童措置費で子育て世帯等臨時特別支援事業として、給付費2億2,700万円及び事務費を合わせまして、合計2億3,136万6,000円を補正しております。

以上で、令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第62号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の施行に伴い、押印手続の見直しに係る所要の改正を行うものでございます。

制定内容は、本市の条例で定める行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことで、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化を図り、行政サービスの効率的・効果的な提供に資するものでございます。

当該議案の対象条例は、3条例でございます。次のページをお開きください。

まず、この条例の構成でございますが、押印見直しに伴い、改正対象となる各条例の一部改正を1本の条例で条建てにより規定しております。

それでは、条項ごとに説明をいたします。

まず、第1条は、壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございます。

壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の第2条に規定するサービスの宣誓につきましては、新たに職員となった者は任命権者の面前において、宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならないとされているものを、署名してを宣誓してに改めるものでございます。併せて押印見直しに伴い、宣誓書様式第1号並びに第2号中の印を削るものでございます。

次に、第2条は、壱岐市火入れに関する条例の一部改正でございます。

壱岐市火入れに関する条例の押印見直しに伴い、申請書及び許可証の印を削るものでございます。

次に、第3条は、壱岐市たかのはら憩の森条例の一部改正でございます。

壱岐市たかのはら憩の森条例の押印見直しに伴い、許可申請書を規則で定めることとするため、第4条第2項中たかのはら憩の森使用変更許可申請書、別記様式を使用の許可に係る申請書に改め、併せて別記様式を削るものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和4年4月1日としております。なお、新旧対照表は議案関係資料1の1ページから8ページに記載しております。

以上で、議案第62号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 議案第63号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、令和3年9月29日にIKI PARK MANAGEMENT株式会社の壱岐市保有株全25%を売却し、IKI PARK MANAGEMENT株式会社が民営化したため、所要の改正を行うものでございます。

議案関係資料1、改正条例新旧対照表の9ページをお開き願います。

第2条において、地方自治法施行令の政令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社、これは普通地方公共団体が資本金等で4分の1、25%以上、2分の1未満、50%未満を出資している法人等が該当することとなり、これまでは壱岐市が25%株式を保有していたため、調査等の対象となる法人として、経営状況等の報告を本条例の規定に基づき行っておりましたが、提案理由のとおり壱岐市保有株全25%を売却したため、IKI PARK MANAGEMENT株式会社が本条例で定める調査等の対象となる法人に該当しなくなったため、本条例第2条第4号に記載のIKI PARK MANAGEMENT株式会社を削るものでございます。

附則として、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上で、議案第63号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第64号について御説明申し上げます。

議案第64号壱岐市税条例の一部改正について。壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。次のページをお開き願います。

壱岐市税条例の一部を改正する条例、改正案につきましては記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料の10ページから14ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照をお願いいたします。

改正内容でございますが、第24条、第36条、附則第5条の改正につきましては、地方税法

施行令において扶養控除の対象範囲の適正化を行うため、扶養親族を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に改め、対象範囲を限定されたものでございます。

第34条の改正につきましては、法人税法において特定公益増進法人に対する寄附金の範囲等の見直しが行われたものでございます。

第67条の改正につきましては、市の基幹系のコンピュータシステムの更新に伴う集合税の廃止により、市民税及び固定資産税がいずれも4期徴収となりますので、市民税の納期と重複している固定資産税の納期を変更するものでございます。具体的には、重複している10月の固定資産税の納期を9月に繰り上げ、併せて翌年2月の納期を11月に繰り上げるものでございます。

附則第6条の改正につきましては、租税特別措置法において医療費控除の特例について見直しが行われ、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年延長されたことによるものでございます。

附則第2条は、改正後の壱岐市税条例の規定中、市民税に関して必要な経過措置を求めるものでございます。施行期日については、附則第1条のとおりでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第65号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、産科医療補償制度見直しによる健康保険法施行令法の一部改正に伴い、出産育児一時金について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

改正内容は、壱岐市国民健康保険条例第6条第1項中、40万4,000円を40万8,000円に改めます。これまで、出産育児一時金につきましては、40万4,000円に産科医療補償制度の保険料相当額1万6,000円を加算し42万円を支給しておりますが、今回、産科医療補償制度の見直しにより、保険料相当額が1万2,000円に引き下げられたことを踏まえ、引き続きこれまでの支給総額42万円を維持するに当たり、出産育児一時金を40万8,000円とする改正であります。

附則の施行期日としまして、令和4年1月1日から施行するものでございます。また、経過措置としまして、施行の日の前日までに出産した被保険者に係る壱岐市国民健康保険条例第6条に

規定する出産育児一時金の額は、なお従前の例によるものといたしております。

以上で、議案第65号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第66号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、当該施設整理後の年数経過による維持管理費の増加に伴い、運営の効率化を図るとともに壱岐市農業協同組合の堆肥センター利用料との単価差について、段階的な解消を図るため使用料のうちの収集及び散布料金について、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例、改正案については記載のとおりでございます。改正内容について、御説明いたします。

議案資料1、改正条例新旧対照表16ページを御参照願います。別表中の区分の欄、堆肥センター使用料1トン当たり収集散布に係る使用料630円を740円に、ただし最低利用料金として630円を同じく740円に改めるものでございます。参考までに、今現在の壱岐市農協の利用料単価は収集が810円、散布が1,045円で、改定後の単価差は収集が70円、散布が305円となります。この単価差については、3年間で段階的に引き上げ解消を図っていくこととしておりましたので、昨年条例改正に引き続き、今回2年目の改定となっております。

議案に戻りまして、附則として第1項は、施行期日は、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

第2項は、改正する堆肥センター使用料については、本条例の施行日令和4年4月1日以後の施設の利用に係る使用料について適用する旨を経過措置として定めております。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

続きまして、議案第67号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市農業機械銀行条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、使用料の見直しに伴い所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

改正内容は、第2条第2項中別表で定めていた農業機械銀行使用料について、今回から規則で定めるに改めるものであります。

改正理由は、燃料の高騰や機械修繕料等の増加に伴い、農業機械銀行の運営の効率化を図るため、料金の改定を行うものであります。

また、昨今の多様化する作業ニーズと燃料、資材等の急激な高騰に対応するため、弾力的な料金設定ができるよう、規則で定めるとするものであります。

農業機械銀行の料金につきましては、平成18年度に壱岐市合併後調整により、旧町機械銀行の統合を行って以降、平成26年度と令和元年度に消費税の改定を行った以外は、料金改定を行っておらず、今回、統合後初めて抜本的な改定を行うものであります。

改正内容について御説明いたします。資料4、議案第67号関係資料をお開き願います。

1ページから2ページの壱岐市農業機械銀行使用料に関する規則案の第2条、別表で使用料を定めております。

附則として、第1項施行期日を令和4年4月1日から施行するものとし、第2項経過措置として、新料金は本規則の施行日以後の利用に係る使用料について適応する旨を定めております。

3ページの料金改定比較表をお開き願います。

表中段にありますヘイバーラーやロールラップなど、飼料作物の梱包料金については据え置きとし、ほかは作業機械ごとに9%から43%の増加率といたしております。また、利用実績の少ない7つの作業料金については廃止といたしております。

議案に戻りまして、この条例の施行期日は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第67号について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 議案第68号壱岐市安全で安心な海水浴場の確保の関する条例の制定について、御説明申し上げます。

壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、安全で安心な海水浴場の確保に対する意識の醸成、取組を行い、全ての方にとって安全で安心な海水浴場を維持するために定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1条は目的についての規定であり、海水浴場の利用に関し、市、事業者及び利用者の責務を明らかにするとともに海水浴場の利用に関する事項を定めることにより、安全で安心な海水浴場の確保に資することを目的とするものでございます。

第2条は定義についての規定であり、本条例で適応する海水浴場、事業者、利用者、遊泳区域

について定めるものでございます。

第3条は適用期間についての規定であり、海水浴場の開設期間とするもので、例年7月中旬から8月末の期間となっております。

第4条は市の責務について、市が実施しなければならない事項などについて規定したもので、第2項には海水浴場の景観や利用しやすい環境を保つため、清掃及び砂浜の整地、第3項には海水浴場に警備員または監視員等を設置し、利用者の安全確保に努めることを規定しております。

第5条は事業者の責務についての規定であり、安全で安心な海水浴場の確保及び近隣住民の生活環境の保全に努めなければならないことについて規定しております。

第6条は利用者の責務についての規定であり、海水浴場の美化、秩序の維持ほか良好な環境を保全するなど、利用者が努めなければならないことについて規定しております。

第7条は禁止行為についての規定であり、海水浴場において行ってはならない事項について、第1号から12号まで規定しており、遊泳区域内でのモーターボート等の乗り入れ、または遊泳区域付近でのモーターボート等の高速航行によって不安等を与える行為、酩酊状態での遊泳、公衆の安全、衛生等を損なうような行為など、禁止することを規定しております。

第8条は、正当な理由がなく遊泳区域を示すブイ等にモーターボートなどを接近または接触させることなどによるブイ等の移動や損壊の禁止規定、またブイ等の付近における疾走や急転回など、海水浴場の利用に支障を及ぼす行為などの禁止を規定しております。

第9条は措置命令についての規定であり、第5条、第6条の規定に責務違反したもの、第7条、第8条に規定する行為をした者に対する必要な指導、勧告、また従わなかった者に対する行為の中止などを命ずることができることについて規定しております。

第10条は委任についての規定であり、この条例に定まるもののほか必要な事項は市長が別に定めることを規定しております。

第11条は罰則についての規定であり、第9条第2項の規定、行為の中止等の措置に従わないものは、5万円以下の過料に処することを規定しております。

附則としてこの条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第69号壱岐市国民宿舎条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市国民宿舎条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、施設運営に係る経費の高騰と幼児に対する費用の状況を踏まえ、宿泊料及び食事料について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

国民宿舎条例別表1、宿泊利用料金の一部について改正を行うものでございます。

議案関係資料1、改正条例新旧対象表の20ページをお開き願います。改正の箇所ではありますが、宿泊料については現行、大人、中学生以上、平日4,400円を4,500円に、休前日等、これは土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日、7月19日から8月16日までの夏季の期間ですが、この休前日等の現行5,400円を5,500円に、これに伴い食事料を含めた合計が現行平日7,500円を7,600円に、休前日等の現行平日8,500円を8,600円にするものでございます。

次に21ページをお開き願います。

小学生児童の宿泊料、現行3,400円を3,500円に、これに伴い食事料を含めた合計、現行6,500円を6,600円にするものでございます。また、これまで小学生未満の幼児については、宿泊料については無料として、食事のみ実費としておりましたが、幼児についても宿泊棟に関する経費が発生していることから、今回3歳以上小学生未満の子供については、施設使用料として1,000円、食事代についても朝食400円、夕食900円、合計2,300円としております。

なお、幼児、3歳未満については引き続き宿泊料は無料とし、食事料についてはこれまで実費としておりましたが、無料としております。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。国民宿舎につきましては、市民皆様の憩いの施設、また観光客、来島客の安らぎの宿として、今後もよりよいサービスの提供に努めてまいります。

以上で、議案第69号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第70号について御説明申し上げます。

議案第70号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものでございます。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、壱岐市地域福祉活動拠点施設。名称、壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター、位置、壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地。名称、壱岐市勝本町ふれあいセンター

かざはや、位置、壱岐市勝本町大久保触1736番地2。名称、壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ、位置、壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地。名称、壱岐市石田町総合福祉センター、位置、壱岐市石田町石田西触1486番地1でございます。

2、指定管理者、壱岐市芦辺町諸吉大石触179番地2、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長末永榮幸氏でございます。

3、指定期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、壱岐市地域福祉活動拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターほか3施設の指定管理期間が令和3年度をもって終了となります。この4つの施設は、条例において壱岐市地域福祉活動拠点施設として位置づけられていることや、いずれの施設も開設時から地域福祉活動、介護保険活動、老人福祉活動、障害者福祉活動、児童福祉活動、ボランティア活動などの地域福祉の中心施設として、壱岐市社会福祉協議会が入所して利用し、施設の管理を受託しておりました。

このようなことから、この4施設の管理を他の法人等に任せることは非合理的でありますので、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会の審査を経て選定をいたしております。

以上で、議案第70号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第71号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、へい死獣畜一時保管処理施設、位置は、壱岐市郷ノ浦町坪触3195番地。

2、指定管理者は、壱岐市郷ノ浦町東触560番地、壱岐市農業協同組合代表理事組合長川崎裕司。

3、指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3か年でございます。

提案理由は、本施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

指定管理者の候補者の選定に当たっては、畜産業における死亡獣畜については産業廃棄物の位置づけであり、排出者自らの責任において適正に処理することになっていることから、畜産農家の集合体として壱岐市農業協同組合へ指定管理を行うことが最適と判断し、非公募として壱岐市

公の施設の指定管理者選定委員会で審査選定されました。

指定管理者候補者の概要については、議案資料に掲載をいたしております。

なお、本施設の維持管理については、畜産農家の互助負担金と利用料により賄われており、市からの指定管理料の支払いは予定いたしておりません。

以上で、議案第71号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 議案第72号公の施設の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は、イルカパーク、位置、壱岐市勝本町東触2668番地3外。

2、指定管理者、壱岐市芦辺町箱崎中山触404番地、IKI PARK MANAGEMENT株式会社代表取締役高田佳岳。

3、指定期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

提案理由につきましては、イルカパークの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

今回の選定につきましては、公募を行い、その結果、1社の応募となり、選定委員会の審査の結果を経てIKI PARK MANAGEMENT株式会社の指定管理者を提案するものでございます。

以上で、議案第72号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第73号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものです。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置については、名称が、勝本総合運動公園、位置が、壱岐市勝本町新城西触1645番地。

2、指定管理者は、壱岐市勝本町新城西触1645番地、株式会社壱岐カントリークラブ代表取締役山崎明秀氏でございます。

3、指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で、議案第73号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第74号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億2,174万6,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

第2条、繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の追加は、7款2項道路橋りょう費の道路改良費（補助）ほか4件、事業費総額2億1,300万円につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越し、使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越し理由等の詳細につきましては、別紙資料3、令和3年度12月補正予算案概要の9ページに記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る令和4年4月以降に実施する令和4年度分接種の準備等につきまして、令和3年度中に着手する必要があるため、債務負担行為を行うものでございます。

イルカパーク指定管理料以下6件につきましては、指定管理者の新たな期間の指定に伴い、当該期間に係る債務負担行為を行うものでございます。

7ページをお開き願います。

第4表、地方債補正、1、変更で、補助事業の内示等による事業費の調整により、辺地対策事業債を限度額2億6,530万円から2億7,320万円に、790万円増額、過疎対策事業債を限度額5億3,890万円から5億3,370万円に、520万円減額しております。

8ページ土木債は、公営住宅建設事業債について、当初予定しておりました新大久保団地新築工事実施見送りによる減額及び大久保団地の補修工事の追加で、限度額4,120万円から2,730万円に、1,390万円減額しております。

それでは、事項別明細書により主な内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

12ページから13ページをお開き願います。

1款2項1目固定資産税は、3年に1度の固定資産評価替えによる課税標準額の減少、及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う課税標準の特例による固定資産税の減額措置等により616万8,000円減額しております。

10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う課税標準の特例による固定資産税の軽減措置によります減収額を補填するため、今回新たに交付されることとなりました特別交付金で5,271万4,000円を計上しております。

15款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について、国保会計において減免する10分の4が特別調整交付金により交付され、残る10分の6が本交付金の交付対象となるため、国保会計の繰出金の財源として229万4,000円、また新型コロナウイルス感染症対策として、放課後児童クラブ等のICT化を進めるためのパソコン購入支援及び公立保育所の感染症対策に係る国・県の補助事業の補助裏の財源として250万2,000円、合わせて479万6,000円を計上しております。

同じく4目農林水産業費国庫補助金の観光振興事業費補助金は、郷ノ浦港ターミナルビル改修事業の内示に伴い1,704万6,000円を減額しております。

次に、5目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、市営住宅建設事業の実施見送りに伴い、1,484万円減額しております。

14ページから15ページをお開き願います。

18款1項2目指定寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金1,000万円と、教育振興指定寄附金として東京壱岐雪州会からの中学校統合10周年記念としての寄附金20万円を計上しております。

19款1項1目基金繰入金は、充当事業の実績によりふるさと応援基金繰入金を1,114万円減額、過疎地域持続的発展特別事業基金を2,726万2,000円取崩しの減額をしております。

次に、歳出について御説明いたします。

12月補正の主要事業につきましては、別紙資料3、令和3年度12月補正予算案概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項6目ウルトラマラソン運営事業は、今年度の事業中止に伴い1,360万円減額しております。

3ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費で、国のマイナンバー制度を活用した健診結果の情報を自治体間での連携や、個人がマイナポータルを通じて健診結果を利活用できるシステムの構築費用277万円を計上しております。

4ページをお開き願います。

5款1項3目経営所得安定対策費は、老岐地域農業再生協議会における国の共通申請サービスへのデータ移行及び機器購入等に要する経費を県からの100%補助で行うもので、225万5,000円を計上しております。

同じく5目農村整備費で、郷ノ浦土地改良区及び芦辺土地改良区における配管路等の維持補修に係る費用の経費の補助として226万円を追加しております。

5ページをお開き願います。

5款3項3目漁港管理費は、市営漁港施設の航路灯、係船柱、防波堤の補修費用として341万5,000円を追加しております。

6ページをお開き願います。

6款1項4目共通地域通貨発行事業は、長崎県の離島で共通して使えるしまとく通過事業において、前年度実績に伴う減額分を今年度委託料から清算することとなり、2,726万2,000円を減額しております。

7ページをお開き願います。

7款4項1目港湾管理費は、郷ノ浦港ターミナルビル改修工事の国の補助内示に伴い、事業費を1,614万4,000円減額しております。

7款7項2目住宅建設費は、新大久保団地建設事業について、全国的な建築木材不足による価格高騰により、今年度の事業実施を見送り、現大久保団地の改修工事を追加する補正により3,760万円を減額しております。

以上で、議案第74号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第75号及び76号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第75号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,058万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,376万9,000円、診療施設勘定の総額に歳入歳出それぞれ47万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,000万9,000円とします。

第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

主な内容につきまして御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者健康保険税382万2,000円を減額いたしております。これは、新型コロナの影響による保険税の減免分であり、その分の補填としまして3款1項1目保険給付費等交付金特別交付金152万8,000円、並びに5款1項1目一般会計繰入金職員給与費等繰入金において229万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款2項1目賦課徴収費につきましては、収納率の向上に向け、口座振替の促進を図るため、消耗品の購入費用46万円を追加いたしております。

2款1項3目一般被保険者療養費、及び2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、年度末までの支払いに不足を生じる見込みであることから、それぞれ300万円、1,500万円を追加いたしております。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、社会保険への遡及加入や扶養認定により、過誤納還付金が不足する見込みであることから、212万8,000円を追加いたしてお

ります。

次に、診療施設勘定について御説明申し上げます。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款2項1目一般会計繰入金47万3,000円を追加いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目施設管理費、システム改修委託料47万3,000円につきましては、診療所の医事会計システムが前回の更新から9年が過ぎていること、またシステム本体がWindows7であり、サポートが本年度末をもって終了することから、システム本体並びにソフトの更新を行い、令和4年度以降の診療報酬改定に備えるものでございます。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

続きまして、議案第76号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,958万8,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、保険給付費の補正に伴い、公費負担の割合に応じた所要額をそれぞれ追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款3項1目高額介護サービス費につきましては、年度末までの支払いに不足を生じる見込みであることから500万円を追加いたしております。

以上で、議案第75号及び76号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第77号令和3年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第2号）

について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,964万7,000円とします。

2項については記載のとおりです。

本日の提出です。

8から9ページをお願いします。

2、歳入ですが、5款一般会計繰入金で260万1,000円を増額いたしております。

次に、10から11ページをお願いします。

3、歳出でございます。下水道事業、1款2項1目施設整備費で173万8,000円を増額いたしております。これは、下水道区域内において、新たに污水管渠を延長する必要があるための工事費です。

漁業集落排水整備事業費、2款1項2目施設管理費で86万3,000円を増額いたしております。これは、瀬戸、芦辺地区マンホールポンプ場の修理費です。

議案第77号に関する主要事業は、資料3の8ページに記載しております。

以上で、議案第77号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第78号令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,561万2,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算補正について御説明をいたします。

歳入財源といたしましては、一般会計繰入金金を178万3,000円増額いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出予算補正について御説明をいたします。

1款運行費1項運行管理費1目一般管理費でございますが、パートタイム会計年度任用職員の甲板員1名が、令和2年度末で退職したため後任の募集を行ってまいりましたが、応募がないことからフルタイム会計年度任用職員での任用に切り替えたことに伴い、関係予算の節間調整を行っております。

給与費明細書につきましては12ページから15ページのとおりでございます。

以上で、議案第78号につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第23. 要請第2号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第23、要請第2号を議題とします。

ただいま上程いたしました要請第2号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので説明に代えさせていただきますと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月13日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時47分散会
